

香芝市立学童保育所の保育料を定める規則(平成22年規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市立学童保育所条例(平成2年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 学童保育所の定員は、次のとおりとする。

名称	定員
下田学童保育所	90人
五位堂学童保育所	102人
二上学童保育所	121人
関屋学童保育所	82人
三和学童保育所	108人
志都美学童保育所	73人
鎌田学童保育所	52人
真美ヶ丘東学童保育所	106人
真美ヶ丘西学童保育所	100人
旭ヶ丘学童保育所	152人

2 市長は、学童保育所の管理及び運営に支障のない範囲において特に必要と認める場合は、前項の定員を超えて、臨時に定員を定めることができる。

(平28規則16・平29規則16・平29規則24・令3規則7・令7規則56・一部改正)

(休所日)

第3条 学童保育所の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

(3) 夏期休所日(8月13日から同月15日までの日)

(4) 年末年始休所日(12月29日から翌年の1月3日までの日(休日を除く。))

(令7規則56・一部改正)

(利用時間)

第4条 学童保育所の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで(第3号に規定する期間を除く。) 放課後から午後6時まで

(2) 土曜日 午前7時30分から午後6時まで

(3) 香芝市立学校の管理運営に関する規則(昭和31年教育委員会規則第7号)第3条第1項第3号から第7号までに規定する期間(土曜日を除く。) 午前7時30分から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、学童保育所に入所している児童の保護者が希望した場合において、児童の福祉向上等のため市長が必要と認めるときは、同項第1号及び第3号に規定する利用時間を、当該児童については、それぞれ午後6時30分又は午後7時まで延長することができる。

(平28規則43・平31規則4・令7規則56・一部改正)

(入所手続)

第5条 学童保育所に児童を入所させようとする保護者は、学童保育所入所申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、入所を決定したときは、学童保育所入所決定通知書(第2号様式)により児童の保護者に通知するものとする。

(平28規則43・令7規則56・一部改正)

(入所の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を許可せず、又は退所させることができる。

(1) 定員に余裕がない場合

(2) 条例第3条に規定する入所資格を喪失した場合

(3) 正当な理由がなく保育料を滞納している場合

(4) 疾病その他の事情により、学童保育所における保育に堪えないと認める場合

(5) その他管理運営上不相当と認める場合
(平28規則43・一部改正)

(延長保育)

第7条 学童保育所に入所している児童の保護者のうち、延長保育(第4条第2項の規定により利用時間を延長して行う学童保育をいう。以下同じ。)を受けようとする者は、学童保育所延長保育申込書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(平28規則43・一部改正)

(保育料の通知)

第8条 保育料を決定し、又は変更したときは、学童保育所保育料決定通知書(第4号様式)により児童の保護者に通知するものとする。

(平28規則43・全改)

(保育料の徴収)

第9条 保育料は、その月分を翌月20日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に口座振替の方法により徴収する。ただし、月の途中において入所した場合等で、口座振替の方法により徴収が困難なときは、その都度徴収する。

(平28規則43・令6規則8・令7規則56・一部改正)

(保育料の減免)

第10条 条例第12条の規定により保育料を減額し、又は免除することができる事由及びその額は、次の各号に掲げる児童の属する世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯 保育料の全額

(2) 当該年度分(4月から6月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯 保育料の半額

(3) 災害その他特別な事情により生活が著しく困難となった世帯 市長が別に定める額

2 保育料の減免を受けようとする児童の保護者は、保育料の減免の決定に当たり、香芝市(以下「市」という。)が当該保護者の生活保護及び世帯の所得の状況について関係機関に照会することに同意した上で、次の各号に掲げる理由に応じ、当該各号に定める書類を添えて、学童保育所保育料減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる世帯 生活保護受給証明書

(2) 前項第2号に掲げる世帯 市町村民税非課税証明書

3 前項の規定による申請があった日の属する月以前の月に係る保育料については、減免の対象としない。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、保育料の全部又は一部を免除することが適当であると認めたときは、学童保育所保育料減免決定通知書(第6号様式)により児童の保護者に通知するものとする。

(平28規則43・令5規則26・令6規則8・令7規則56・一部改正)

(届出)

第11条 第5条第2項の規定による通知を受けた児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 学童保育所入所申請書(第1号様式)の記載事項に変更が生じた場合

(2) 児童を退所させようとする場合

(3) 延長保育を中止する場合

(平28規則43・令7規則56・一部改正)

(指定管理者の公募)

第12条 市長は、条例第5条第1項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平30規則17・追加)

(条例第5条第2項の規則で定める書類)

第13条 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 学童保育所指定管理者指定申請書(第7号様式。以下「指定申請書」という。)

(2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(4) 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し

(5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近2年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(7) 役員等の名簿(氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。)及び当該役員等の履歴を記載した書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(平30規則17・追加、令7規則56・一部改正)

(指定管理者に関する読替え)

第14条 条例第4条第1項の規定により指定管理者に学童保育所の管理を行わせる場合における別表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(平30規則17・追加)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平30規則17・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第43号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第16号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第24号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成31年規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市立学童保育所条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市立学童保育所条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

別表(第14条関係)

(平30規則17・追加、令5規則26・令7規則56・一部改正)

第2条第2項	市長は、学童保育所の管理及び運営に支障のない範囲において特に必要と認める場合は	指定管理者は、学童保育所の管理及び運営に支障のない範囲において特に必要と認める場合は、市長の承認を得て
第3条ただし書及び第4条第1項ただし書	市長が必要と認めるときは	指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て
第4条第2項	市長	指定管理者
第5条第1項	学童保育所入所申請書(第1号様式)	入所申請書
	市長	指定管理者
第5条第2項	市長	指定管理者
	学童保育所入所決定通知書(第2号様式)	入所決定通知書
第6条第1項	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を得て
第7条	学童保育所延長保育申込書(第3号様式)を市長	延長保育申込書を指定管理者

第8条	学童保育所保育料決定通知書(第4号様式)	保育料決定通知書
第10条第2項	に同意した	並びに当該照会内容を市が指定管理者に情報提供することに同意した
	学童保育所保育料減免申請書(第5号様式)を市長	保育料減免申請書を指定管理者
第10条第4項	市長	指定管理者
	学童保育所保育料減免決定通知書(第6号様式)	保育料減免決定通知書
第11条	市長	指定管理者

第1号様式(第5条関係)

(令7規則56・全改)

第1号様式（第5条関係）

新規 継続

学童保育所入所申請書

年 月 日

香芝市長

保護者住所

保護者氏名

学童保育所への入所について、次のとおり申請します。

児 童	フリガナ		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	学 校 名	小学校 年 組			
	障 害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	疾 病	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アレルギー
保護者	連絡先1	—	—	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	連絡先2	—	—	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

家庭の状況（入所を希望する児童を含む世帯全員と同居の家族全員の状況を記入してください。）

氏 名	生 年 月 日	児童との 続 新	勤 務 先 (学 校 名)	勤 務 先 所 在 地
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
入所を希望する具体的理由 <input type="checkbox"/> 就労のため <input type="checkbox"/> その他（ ）			生 活 保 護 の 適 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
土曜日の保育の希望の有無 <input type="checkbox"/> 希望しません。 <input type="checkbox"/> 希望します。			市 町 村 民 税 非 課 税 の 適 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
勤務が 時 分までのため、迎えは 時 分 頃になります。			自宅付近見取図	
入 所 希 望 月	年 月			
登所する最初の日	年 月 日			
備 考				

第2号様式(第5条関係)

(令7規則56・全改)

第2号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

香芝市長



学童保育所入所決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学童保育所の入所について、次の
とおり入所を決定したので、通知します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
入所する学童保育所名	学童保育所
入 所 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

第3号様式(第7条関係)

(令7規則56・全改)

第3号様式（第7条関係）

学童保育所延長保育申込書

年 月 日

香芝市長

保護者住所

保護者氏名

学童保育所の延長保育の利用をしたいので、次のとおり申し込みます。

学童保育所名	学童保育所			
フリガナ		性別	□男 □女	
児童氏名		学年	年生	
延長保育希望時間	□午後6時30分まで □午後7時まで			
延長保育開始日	年 月 日			
	父 親 の 状 況		母 親 の 状 況	
氏 名				
勤 務 先 名				
勤 務 先 住 所				
勤 務 先 電 話 番 号				
勤 務 時 間	平 日	時 分 から 時 分 まで	平 日	時 分 から 時 分 まで
通 勤 方 法				
学童保育所を基点とした 通 勤 時 間				
主に送迎する者の氏名及び続柄				
氏名		児童との 続 柄	迎えの予定時間	午後6時 分頃
備考				

第4号様式(第8条関係)

(令7規則56・全改)

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

香芝市長



学童保育所保育料決定通知書

学童保育所の保育料について、次のとおり決定し、又は変更したので、通知します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
入 所 す る 学 童 保 育 所 名	学童保育所
利 用 時 間	まで
多 子 軽 減	
保 育 料	円
備考	

第5号様式(第10条関係)

(令7規則56・全改)

第5号様式(第10条関係)

学童保育所保育料減免申請書

年 月 日

香芝市長

保護者住所

保護者氏名

電話番号

学童保育所の保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
学 童 保 育 所 名	学童保育所
減免を受けようとする理由 (該当する理由にチェック を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による被保護世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 学童保育所の保育料の減免の決定に当たり、市が私たちの生活保護及び世帯 の所得の状況について関係機関に照会することに同意します。	

添付書類

生活保護法の規定による被保護世帯 生活保護受給証明書

市町村民税非課税世帯 市町村民税非課税証明書

第6号様式(第10条関係)

(令7規則56・全改)

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

香芝市長



学童保育所保育料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学童保育所の保育料の減免について、次のとおり決定したので、通知します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
学童保育所名	学童保育所
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による被保護世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 (減額後の保育料 円)
備考	

第7号様式(第13条関係)

(令7規則56・全改)

第7号様式（第13条関係）

学童保育所指定管理者指定申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

電 話 番 号

メー ル ア ド レ ス

学童保育所の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。